

子育て 1月 支援センター情報

開館時間 9:00～11:30  
13:00～16:00  
すみれひろば (四日町 234-1) ☎ 055-949-0823  
たんぼぼひろば (三福 295-1) ☎ 0558-76-6006  
市役所保健福祉・こども子育て相談センター ☎ 0558-76-8008

10日(火)	おはなし会 10:30～10:45
12日(木)	リズム遊び 10:30～11:00 身体測定・育児相談
18日(水)	制作 10:00～11:15 制作 10:00～11:15
19日(木)	制作 10:00～11:15 発達相談 10:00～11:30 制作 10:00～11:15
20日(金)	母親クラブによる ハンドベル演奏など 10:30～11:00
24日(火)	おはなし会 11:00～11:20
25日(水)	誕生日会 1月生まれ、要予約 10:30～11:00
26日(木)	誕生日会 1月生まれ、要予約 10:30～10:50
30日(月)	母親クラブによる ハンドベル演奏など 10:45～11:15
31日(火)	身体測定

※23日(月) 11:00～11:30は FMいずのくに (87.7MHz) で、支援センターの紹介をします。

**土曜開館日**  
7日(土)・21日(土)  
14日(土)・28日(土)  
土曜開館の翌月曜日は 振替休館日  
23日(月)  
16日(月)・30日(月)

### ごぞんじですか？ 検察審査会

交通事故、窃盗、詐欺などの被害にあい、警察や検察庁に訴えたが、その事件を起訴してくれない。このような不満をお持ちの方はご相談ください。相談や申し立てについての費用は無料で、秘密は固く守られます。検察審査会では、11人の審査員が、検察官が事件を起訴しなかったことについての善しあしを審査します。

☎ 沼津検察審査会事務局 (静岡地方裁判所沼津支部内) ☎ 055-931-6000

### 暮らしなんでも相談

消費生活、家庭・労働・年金問題、法律関係、多重債務など、困ったときはお電話ください。専門的なアドバイスをしてくれる所を紹介します。  
受付時間 9時～17時(平日のみ)  
※相談・取り次ぎは原則無料ですが、専門家に相談場合は別途料金がかかる場合があります。  
☎ ライフサポートセンター 東部 (相談受付ダイヤル) ☎ 055(922)3715

### 介護手当を支給します

市では、介護が必要な人(介護保険の要介護度3・4・5)を、基準日までの半年以上、在宅で介護している人に対して、その労をねぎらうため、毎年7月1日と1月1日を基準日として「介護手当」を支給しています。対象者には1月初旬に通知を発送しますので、手続きをお願いします。  
支給額 1回あたり30,000円 (要介護4・5の認定を受けて、介護保険のサービスを利用していない人は、1回あたり60,000円を支給)

### 介護手当を支給します

次すべてに該当する人  
・基準日前6カ月以上継続して、伊豆の国市民で介護度3～5の認定を受けている人  
・基準日前6カ月の間に、施設入所や短期入所、入院の合計が44日以上で、特別障害者手当を受けていない人  
☎ 対象となる人で、通知の届かない人は1月27日(金)までに問い合わせください。  
☎ 市役所長寿福祉課 ☎ 0558(76)8011

### 入校生募集

県立沼津技術専門校  
募集科・人員  
機械技術科 20人  
電子技術科 20人

### ケイキ(子ども) フラ教室新設

プールさんゆう  
■初心者クラス：基本を学びます  
第2・4土曜日 11時～11時45分  
幼児500円  
小学生1,000円(1回)  
■中級者クラス  
第2・4土曜日 13時～14時  
幼児・小学生1,000円(1回)  
■親子フラクラス  
第2・4火曜日 17時～17時45分  
親子で1,000円(1回)  
☎ 沼津技術専門校 ☎ 055(947)0176

### 出張！よろず相談

塩をとりすぎていませんか。「塩のとりかたチェック」と「塩の味覚検査」を行います。来庁のついでに検査をしてみましよう。  
☎ 1月25日(水) 9時～11時  
市役所伊豆長岡庁舎1階  
20歳以上の市民  
市役所健康づくり課 ☎ 055(949)6820

### 相談

情報技術科 20人  
訓練期間 2年間  
応募資格 平成29年3月末時点でおむね30歳以下で、技術・技能を身につけて就職する意欲のある人  
試験日 1月27日(金)  
試験会場 沼津技術専門校  
申し込み期間 1月4日(水)～19日(木)  
※詳細は直接問い合わせいただくか、ホームページをご覧ください。  
☎ 沼津技術専門校 ☎ 055(925)1071  
URL <http://www.numazu-vtc.ac.jp/>

### 野焼きは禁止されています！

☎ 市役所環境政策課 ☎ 0558-76-8002

○野焼きとは？  
「野焼き」は廃棄物などを野外で焼却する行為で、一部の例外と基準を満たした焼却炉での焼却を除き、法令で禁止されています。地面で直接焼却を行う場合だけでなく、ドラム缶、ブロック囲い、素掘りの穴、法令で定められていない焼却炉での焼却行為なども含まれます。  
野焼きの煙は悪臭や大気汚染の原因となり、周囲の迷惑にもなります。また、焼却温度が200℃～300℃程度にしかならないため、燃やすものによってはダイオキシンの発生原因になるといわれています。

○燃やさずにごみを処分する方法は？  
伊豆の国市のごみの分け方、出し方「我が家の収集日」、「ワンポイントブック」に記載されている廃棄物の種類に応じ、適切に処分してください。

○例外的に認められる場合  
1. 国や地方公共団体が施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却(河川管理者が河川の管理を行うために伐採した草木の焼却など)  
2. 災害の予防や応急対策、復旧のための焼却(災害時の木くずの焼却など)  
3. 風俗習慣上、宗教上の行事のための廃棄物の焼却(どんど焼きなど)  
4. 農業、林業、漁業を営む上でやむを得ない廃棄物の焼却(農業者が行う稲わら、枯草の焼却など)  
※家庭菜園、レジャー農園は農業ではありません。  
5. 日常生活を営む上で行われる軽微な焼却(煙の量や臭いなどが近所迷惑にならない程度の小規模な落ち葉たきなど)

※上記例外に該当する場合であっても、煙、臭いなどの苦情があった場合は、消火をお願いすることがあります。また、いずれの場合も廃ビニールなどの焼却は禁止されています。